

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次		ページ
告 示		
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出	(雇用労働政策課)	1
○保安林の指定予定の通知(6件)	(治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	2
○道路の区域変更	(道路課)	2
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(男女共同参画・NPO課)	2
○平成20年度調理師試験の実施	(健康づくり課)	2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め	(農業基盤課)	3
高知県公安委員会告示		
○警備員等に係る検定の実施		3
高知県収用委員会公告		
○公示による送達		4
<hr/> 告 示 <hr/>		

高知県告示第93号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、平成19年3月高知県告示第210号(障害者就業・生活支援センターの指定)で指定をした障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地の変更について届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
社会福祉法人高知県知的障害者育成会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所
高知市本町四丁目1番37号
- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
(変更前) 香美市土佐山田町楠目3660番地

(変更後) 南国市大塙乙2305番地

4 変更年月日

平成20年2月1日

高知県告示第94号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡檮原町上組130の1、136の1、136の6、153の1、154の1、175、176、東川265の1、270の1、270の2、270の4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第95号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町大森字南川216

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第96号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡檮原町初瀬本村467の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

宿毛市山奈町山田字曾我ケ谷5261、5263、字曾我山6066のイ、6066のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第98号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町桑瀬字黒岩307の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町桑瀬字ヒサワラ76、字トデヤフ281の1、286の1、112の1、字シドウ371の3、字マルノヲ387の6、足谷字中川84の1、84の3、84の7、中ノ川字ツエ谷506、508

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第99号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町大森字中山149の7、149の8、169の1、171の

12、174、175の3、175の22、字笛谷180の6、字東ノ森258、260、261

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第100号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（弥右衛門地区画整理事業）

2 作業期間

平成20年1月28日から同年3月15日まで

3 作業地域

高知市北御座、南川添、北川添及び北久保の全部並びに南御座及び南久保の各一部

高知県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 龍河洞公園

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
香南市野市町西野字	前	8.0 & 18.5	82

ヌノ丸2711番1から 香南市野市町西野字 ヌノ丸2710番1まで	後	11.5 & 24.0	82
---	---	-------------------	----

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年2月8日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年2月8日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			申請に係る特定非営利活動法人
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	
平成20年2月8日	特定非営利活動法人 春野町地域雇用対策連合協議会	笠原 道男	高知市春野町弘岡中62番地5	この法人は、高知市春野町の地域を中心に歴史的・社会的理由により差別されてきた地域に対して、産業の振興・雇用拡大を図り、同和問題の中心的課題等の解決に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成20年度調理師試験を次のとおり行う。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成20年7月11日（金）午後1時から
- 2 試験の場所

(1) 高知会場 高知市本町五丁目6-42 高知会館
(2) 安芸会場 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 高知県安芸総合庁舎
(3) 中村会場 四万十市右山五月町8-22 四万十市立中央公民館
3 受験願書の提出期間 平成20年5月23日(金)から同月30日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。 なお、郵送の場合は、平成20年5月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。
4 受験願書の提出先 県内の各福祉保健所及び高知市保健所。ただし、県外に居住する者は、高知県健康福祉部健康づくり課(高知市丸ノ内一丁目2-20)へ提出すること。
5 受験願書の配付時期等 平成20年4月22日(火)以降に、県内の各福祉保健所、高知市保健所及び高知県健康福祉部健康づくり課並びに県内の各市町村窓口において配付する。
6 その他 (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。 (2) 詳細については、高知県健康福祉部健康づくり課(電話番号088-823-9674)へ問い合わせること。

県営土地改良事業上ノ加江地区(山内換地地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年2月22日から同年3月24日まで
- 3 縦覧場所
中土佐町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

公安委員会告示	
高知県公安委員会告示第2号	
警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。	平成20年2月22日
1 検定を実施する警備業務の種別及び級 交通誘導警備業務 2級	高知県公安委員会委員長 竹内 克之
2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成20年5月29日(木)午前9時	
(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場	
3 検定の実施予定人員 30人	
4 受験資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)	
5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。	
(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関する事項 ウ 車両等の誘導に関する事項 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。	
(2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関する事項 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。	
6 検定申請手続 検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。	
(1) 検定申請の受付期間 平成20年4月21日(月)から同年5月9日(金)まで	

(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。
(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあっては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあっては、いずれも提出することを要しない。) ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
(4) 受験対象者の確定方法 受験対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
(5) 受験票の交付 受験対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受験票を交付する。
7 検定手数料 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。
8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受験時の服装 警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受験票 イ 筆記用具 ウ 警笛(実技試験に使用するので、自分が使用しているものがあれば持参すること。) エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 オ 雨着(雨天時に使用する。) カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備業担当係

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年2月28日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年2月22日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書類の種類
平成20年2月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
土佐市新居字田所分3683番20の土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明。ただし、登記簿上の住所

吾川郡春野村仁ノ

新階銀平